

1. 会合名	自主規制規則の改善等に関する検討ワーキング（第 29 回）
2. 日 時	平成 25 年 9 月 12 日（水）午前 10 時 ～ 午前 11 時 20 分
3. 議 案	1. ライツ・オファリングに関する「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」の見直し提案について 2. いわゆる地場受けの禁止に関する「協会の従業員に関する規則」の見直し提案について 3. その他
4. 主な内容	1. ライツ・オファリングに関する「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」の見直し提案について 前回（第 28 回）の会合終了後、提案会社作成の外貨建てワラントとライツの商品性及びリスクの比較表を参考に、ライツ・オファリングに関する上場新株予約権を「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則（以下「投資勧誘規則」という。）」第 6 条（取引開始基準）、第 8 条（確認書の徴求）及び第 11 条（節度ある利用）の対象から除外することにより。また、コミットメント型とノンコミットメント型に分けて規制する必要があるかどうか等について、ワーキングメンバーに対して意見募集を行った。 事務局より各社からの意見について説明を行い、その後、意見交換が行われた。（資料 1 参照）その結果、コミットメント型とノンコミットメント型とにかかわらず、ライツ・オファリングに関する上場新株予約権を投資勧誘規則第 6 条、第 8 条及び第 11 条の対象から除外することとなった。 （主な意見） ○第 6 条（取引開始基準）について - 取引開始基準を残すことについては、社内で検討した際に意見があった。ただ、取引開始基準は各社がそれぞれ基準を決めるということになっているので、取引開始基準を残さないとどうしても困るというわけではない。 - 取引開始基準は、各社にゆだねられている。ライツ・オファリングに関する上場新株予約権については、現状、外貨建てワラントの取引開始基準よりも、商品性やリスク等を勘案し、ある程度取引できる顧客の幅が広がると考えられる。そういった観点から、規則として残す必要までではないのではないか。 ○第 8 条（確認書の徴求）について - 対面の証券会社では、確認書の徴求を郵送等で行っているため、顧客とのやり取りに数日程度かかり、上場期間が限られている上場新株予約権では、実務上タイトなスケジュールになってしまう。 - 確認書の徴求がなくなり、顧客に対し、本来すべき説明が行われなくなる状況は避けなければならないため、例えば、確認書の徴求をなくす代わりに、上場有価証券等書面に留意事項をさらに追加して記載することも考えられ

	るかもしれない。 ・ これまで当社は、保守的な取引開始基準を設けてきたが、今後、規則改正に合わせて顧客説明のための上場有価証券等書面などの改訂が行われることを前提とすれば、顧客への留意事項の説明は確実にされることとなるので、顧客にとって不便な制度を続ける必要はないのではないか。 ・ 協会において顧客説明用のQ & A等を別途作成し、上場有価証券等書面などにおいて、当該Q & Aの内容を追記することも考えられる。 ⇒ 上場有価証券等書面の変更内容によっては、契約変更書面を交付する必要があるかもしれない。できるだけ顧客や協会員に混乱を与えず影響の少なくなる改正の方法を検討する必要がある。 2. いわゆる地場受けの禁止に関する「協会の従業員に関する規則」の見直し提案について 「本協会の自主規制規則の見直しに関する提案」の募集において、協会員より、地場受けの禁止に関する協会の従業員に関する規則の見直しの提案が寄せられたため、本件を提案した協会員より、本提案の具体的内容及び提案理由についての説明が行われた。 その後、事務局より、現状の規則、平成 19 年に地場受け禁止規定の廃止提案があった際の本ワーキング・グループにおける議論の概要、今後本ワーキング・グループで議論する検討項目について説明を行った。(資料 2 参照) 本件については、事務局において規則の改正案を作成し、ワーキングメンバーに対し意見募集を行うこととなった。 (主な意見) ・ 現状、各社で地場受けの禁止について、社内規則を定め、従業員の研修等を行っていると思う。従業員個人に対する地場受け規制をなくしたとしても、従業員規則第 7 条第 1 項により協会員に対する地場受け規制は残るため、協会の適正な管理態勢は維持されることが考えられる。 3. その他 前回（第 28 回）の会合後、F A T F の対日相互審査において指摘されている不備事項をクリアするものとして、現状各社で実施している対応についての意見募集結果及びF A T F 勧告をクリアしている諸外国の法令・実務についての調査結果について、事務局より説明を行った。 以 上
5. その他	※ 本議事要旨は暫定版であり、今後、内容が一部変更される可能性があります。

6. 本件に関する問
い合わせ先

自主規制企画部（03-3667-8470）